

盛岡市養護老人ホーム等の人員，設備及び運営に関する基準等について

令和3年3月8日

保健福祉部

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）等による基準省令の改正に伴い，本市の条例において，感染症対策，業務継続計画の策定等のために事業者等が講ずべき措置を定めるとともに，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）
- (2) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- (3) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）
- (4) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
- (5) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
- (6) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）
- (7) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）
- (8) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）
- (9) 盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）
- (10) 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）
- (11) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）
- (12) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）

- (13) 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）
- (14) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第24号）

### 3 改正の内容

感染症又は大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、将来を見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、次の内容について、所要の改正を行う。

#### (1) 上記2の条例（(14)を除く。）に共通する改正の内容

##### ア 感染症対策の強化

介護事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるため、訓練の実施等を義務づける。

##### イ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護事業者に、業務継続計画等の策定、訓練の実施等を義務づける。

##### ウ ハラスメント対策の強化

介護人材を確保するために、介護職員の処遇及び職場環境の改善に向けた取組の推進として、介護事業者に適切な対策を求める。

##### エ 会議や多職種連携におけるICTの活用

会議等の実施について、感染防止、多職種連携、業務効率化等のため、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

##### オ 利用者への説明・同意、記録の保存等に係る電磁的な対応への見直し

文書負担の軽減等による介護現場の業務負担の軽減の推進のため、原則、電磁的な対応を認める。

##### カ 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、介護事業者に、委員会の開催、指針の整備、担当者を定めること等を義務づける。

#### (2) その他の改正

##### ア 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症対応力の向上のため、認知症介護基礎研修受講のために必要な措置を講じることを、介護事業者に義務づける。

##### イ リスクマネジメントの強化

事故発生の防止のため、安全対策の担当者を定めることを、介護事業者に義務づける。

ウ 栄養ケア・マネジメントの充実

施設入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるようにするため、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。

エ 口腔衛生管理の強化

口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うこと。

オ その他所要の規定の整備

内訳は、別添のとおり。

(3) 経過措置

ア 6月間（令和3年9月30日まで）

リスクマネジメントの強化

イ 3年間（令和6年3月31日まで）

(ア) 感染症対策の強化

(イ) 業務継続に向けた取組の強化

(ウ) 高齢者虐待防止の推進

(エ) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

(オ) 栄養ケア・マネジメントの充実

(カ) 口腔衛生管理の強化

4 施行期日

令和3年4月1日。ただし、一部改正条例第14条の規定は公布の日から、同条例第11条中盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。

改正内容	基準条例全てに共通する改正の内容						一部の条例を除き共通する改正の内容			
	項目	感染症対策の強化	業務継続に向けた取組の強化	ハラスメント対策の強化	会議や多職連携におけるICTの活用	電磁的記録による保存等	高齢者虐待防止の推進	運営規程の柔軟化	介護保険関係情報等の収集・活用とPDCAサイクルの推進	災害への地域連携強化
経過措置	3年(令和6年3月31日まで)	3年(令和6年3月31日まで)	-	-	-	3年(令和6年3月31日まで)	-	-	-	3年(令和6年3月31日まで)
(1) 養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○
(2) 特別養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○
(3) 経費老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○
(4) 指定居宅サービスの事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 指定介護予防サービスの事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 指定地域密着型サービスの事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 指定地域密着型介護予防サービスの事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8) 指定介護老人福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 介護老人保健施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 指定介護療養型医療施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 指定居宅介護支援等の事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
(12) 指定介護予防支援等の事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
(13) 介護医療院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(14) 平成30年一部改正条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

改正内容	サービス系統ごとに複数の条例に共通する改正の内容					
	施設系			(短期入所系)	訪問系・通所系等	多機能系・居住系
項目	介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化	栄養ケア・マネジメントの充実	口腔衛生管理の強化	個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し	サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	地域の特性に応じたサービス提供の確保
経過措置	6月(令和3年9月30日まで)	3年(令和6年3月31日まで)	3年(令和6年3月31日まで)	-	-	-
(1) 養護老人ホーム	○	-	-	-	-	-
(2) 特別養護老人ホーム	○	-	-	○(ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進するため、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。)(感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。)	-	-
(3) 軽費老人ホーム	○	-	-	-	-	-
(4) 指定居宅サービス等の事業	-	-	-	○((介護予防)短期入所生活介護)(ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進するため、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。)(感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。)	○(訪問介護)・(介護予防訪問入浴介護)・(通所介護)・(介護予防)通所リハビリテーション・(介護予防)福祉用具貸与・(介護予防)特定福祉用具販売	-
(5) 指定介護予防サービス等の事業	-	-	-	○((介護予防)短期入所生活介護)(ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進するため、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。)(感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。)	○(事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する者以外にもサービス提供を行うよう努める。)	-
(6) 指定地域密着型サービスの事業	○(地域密着型介護老人福祉施設)	○(地域密着型介護老人福祉施設)	○(地域密着型介護老人福祉施設)	○(地域密着型介護老人福祉施設)(ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進するため、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。)(感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。)	○(夜間対応型訪問介護)(事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する者以外にもサービス提供を行うよう努める。)	○((介護予防)小規模多機能型居宅介護)(看護小規模多機能型居宅介護)(地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市長が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。)
(7) 指定地域密着型介護予防サービスの事業	-	-	-	-	-	○((介護予防)認知症対応型共同生活介護)(利用者身近な地域でサービスを提供するため、サテライト型事業所の基準を創設し、本体事業所との業務等により、代表者、管理者を配置しないこと、介護支援専門員でない認知症介護実践者研修修了者を計画作成担当者として配置することを可能とする。)(地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進するため、ユニット数を、原則1又は2から、3に弾力化する。)
(8) 指定介護老人福祉施設	○	○	○	○(ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進するため、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。)(感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。)	-	-
(9) 介護老人保健施設	○	○	○	-	-	-
(10) 指定介護療養型医療施設	○	○	○	○(ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進するため、1ユニットの定員を、おおむね10人以下から、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。)(感染症やプライバシーに配慮し、ユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止する。)	-	-
(11) 指定居宅介護支援等の事業	-	-	-	-	-	-
(12) 指定介護予防支援等の事業	-	-	-	-	-	-
(13) 介護医療院	○	○	○	-	-	-
(14) 平成30年一部改正条例	-	-	-	-	-	-

改正内容	基準条例それぞれにおける改正の内容	
項目	人員配置基準の見直し等	その他
経過措置	-	※
(1) 養護老人ホーム	○(サテライト型居住施設において、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。)	-
(2) 特別養護老人ホーム	○(従来型とユニット型を併設する場合で、入所者の処遇に支障がないときは、介護・看護職員の業務を可能とする。) ○(サテライト型居住施設において、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。) (他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合で、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。)	-
(3) 軽費老人ホーム	-	-
(4) 指定居宅サービスの事業	-	○(通所介護) (地域等との連携の強化：利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進するため、事業の運営に当たって、地域住民、ボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。) ○(介護予防)居宅療養管理指導 (基本方針を踏まえたサービス提供の実施と多職種連携の推進：多職種間での情報共有促進のため、薬剤師から介護支援事業者等への情報提供について、明確化する。)
(5) 指定介護予防サービスの事業	○(介護予防)短期入所生活介護 (看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所、訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により看護職員を確保することを求めることとする。)	-
(6) 指定地域密着型サービスの事業	○(夜間対応型訪問介護) (利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターが併設施設等の職員又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等と業務することを可能とする。)(他の訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を一部委託すること又は複数の事業所間で随時対応サービスを集約化することを可能とする。) ○(共用型(介護予防)認知症対応型通所介護) (事業所の管理上支障がない場合は、管理者が本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。) ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と併設する場合で、入所者の処遇や事業所の管理上支障がないときは、管理者・介護職員の業務を可能とする。) ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (3ユニットの場合で、各ユニットが同一階に隣接し、職員が円滑に利用者の状況を把握し、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件として、例外的に夜勤職員2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。) ○(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護) (他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合で、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。)	○((介護予防)認知症対応型共同生活介護) (外部評価に係る運営推進会議の活用：業務効率化の観点から、既存の外部評価機関による評価の仕組みは維持した上で、提供するサービスの質の自己評価を行い、これを運営推進会議に報告し、評価の上で公表する仕組みを位置付ける。)
(7) 指定地域密着型介護予防サービスの事業	○(従来型とユニット型を併設する場合で、入所者の処遇に支障がないときは、介護・看護職員の業務を可能とする。) (本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合で、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。)	-
(8) 指定介護老人福祉施設	○(従来型とユニット型を併設する場合で、入所者の処遇に支障がないときは、介護・看護職員の業務を可能とする。)	-
(9) 介護老人保健施設	○(従来型とユニット型を併設する場合で、入所者の処遇に支障がないときは、介護・看護職員の業務を可能とする。)	-
(10) 指定介護療養型医療施設	○(従来型とユニット型を併設する場合で、入所者の処遇に支障がないときは、介護・看護職員の業務を可能とする。)	-
(11) 指定居宅介護支援等の事業	【下記(14)(平成30年一部改正条例)関連】 ◇(主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができる。)	○(質の高いケアマネジメントの推進：ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、居宅介護支援事業者が利用者に対し、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことを新たに求める。) 【施行期日：令和3年10月1日】 ○(生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応：区分支給限度基準額の利用率が高くなり、訪問介護がサービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者について、事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。)
(12) 指定介護予防支援等の事業	-	-
(13) 介護医療院	○(従来型とユニット型を併設する場合で、入所者の処遇に支障がないときは、介護・看護職員の業務を可能とする。)	※【経過措置：施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間】 ○(有床診療所からの移行促進：介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進するため、有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置を求めない。)
(14) 平成30年一部改正条例	【上記(11)(居宅介護支援)関連】 ◇(居宅介護支援) (令和9年3月31日までの間は、改正後の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができる。) (令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、令和3年4月1日以後において、令和9年3月31日までの間は、改正後の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。)	-